

3. シルバーアドバイザー河内長野 会則 (平成23年6月14日改訂)

第1条 名称

シルバーアドバイザー河内長野 (仮称「SA河内長野」) と呼称する。

第2条 会員の構成

会員は次の者で構成する。

1. 会員はシルバーアドバイザー養成講座を修了した河内長野市在住者
2. 上記1項以外に、積極的にボランティア活動ができる河内長野市在住者で、定例会で承認を得た者

第3条 目的

本会は会員相互の親睦と情報交換を計りながらシルバーアドバイザーとしての自覚と資質の向上に努め、ボランティア活動を通じて地域福祉に貢献することを目的とする。

第4条 事業

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 河内長野市関連事業
2. 生きがい作り事業
3. 慰問事業
4. その他、目的達成のため必要な事業

第5条 役員

1. 役員

- | | |
|--------|----|
| ① 代表 | 1名 |
| ② 副代表 | 2名 |
| ③ 会計 | 1名 |
| ④ 会計監査 | 1名 |
| ⑤ 書記 | 1名 |

2. 役員を選出

会員の互選とし、任期は2年とする。但し留任は妨げない。

第6条 会議

1. 総会は4月の定例会(2項)と合わせ行い、年間事業行事計画・事業予算及び役員改選等を出席者の過半数で決議し、会計報告を行う。
2. 定例会は偶数月の第2火曜日に行い、事業行事実績・計画等の報告を行う。決議を要する事項は出席者の過半数で決議する。
3. 役員会は奇数月の第3木曜日(原則)に行い、総会や定例会への付帯事項の整備や、運営上の必要となる規則(案)などの策定を行う。
4. 大阪府SA連協理事会(毎月第1木曜日)などに参加する。

第7条 会費

会費は年間1,000円とする。但し運営上必要があるときは、決議により臨時会費を徴収することができる。

第8条 付則

1. この会則は平成12年8月8日より施行する。
会則の改定の必要が生じた時は、総会又は定例会において協議のうえ決める。
2. 本人の慶弔については、弔意電報のみとする。
3. 第4条の事業において、SA連協の会議出席者に交通費補助とし1,000円支給する。

以上